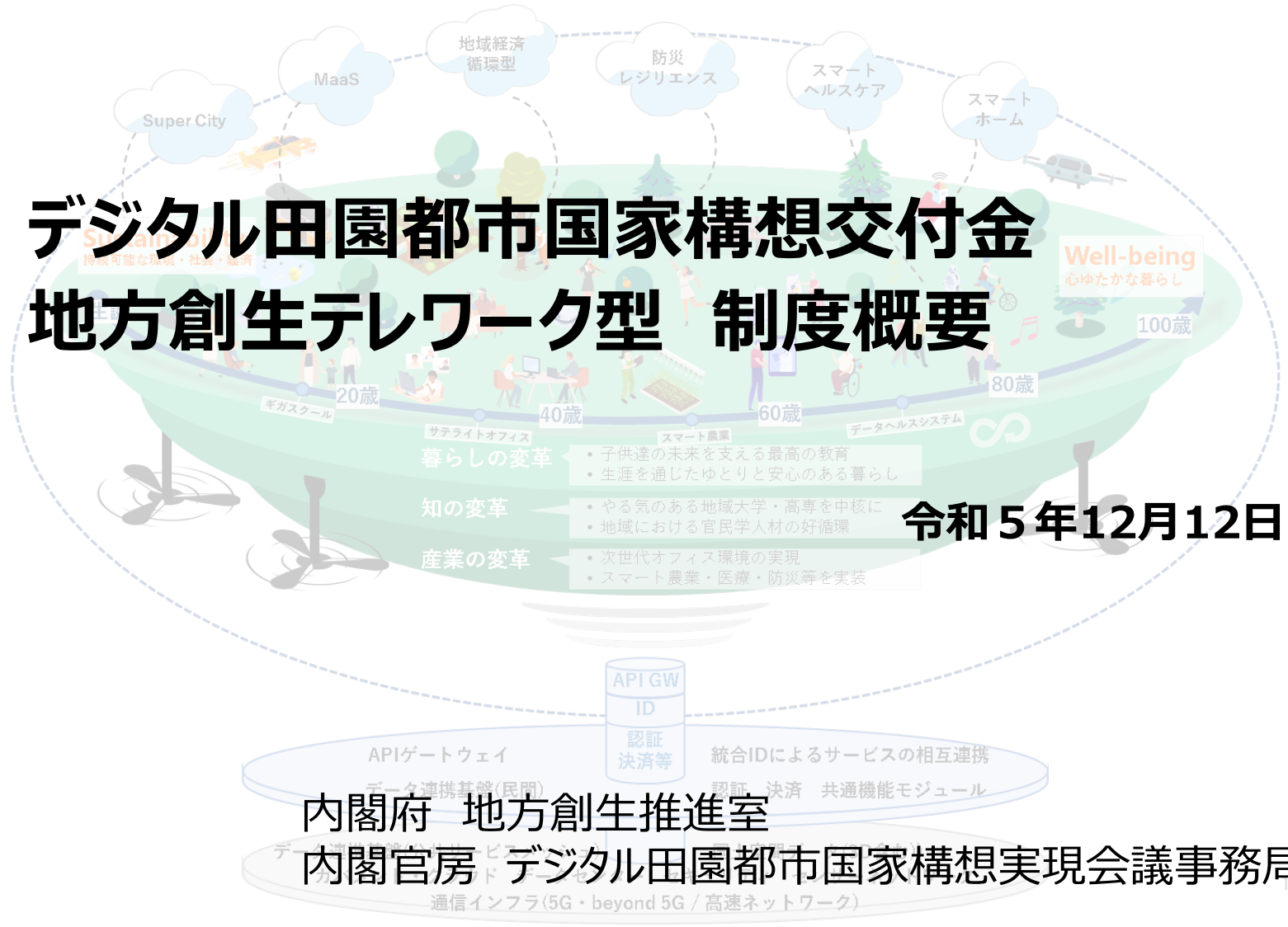


デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型 制度概要



- 暮らしの変革
- 子供達の未来を支える最高の教育
 - 生涯を通じたゆとりと安心のある暮らし
- 知の変革
- やる気のある地域大学・高専を中核に
 - 地域における官民学人材の好循環
- 産業の変革
- 次世代オフィス環境の実現
 - スマート農業・医療・防災等を実装

令和 5 年 12 月 12 日

内閣府 地方創生推進室

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

通信インフラ(5G・beyond 5G / 高速ネットワーク)

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型 全体概要

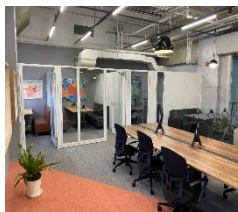


「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組む地方公共団体を支援します

施設整備・利用促進事業

- ①自治体運営施設を整備 + ②民間運営施設整備を支援

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①↔②組み合わせ可
(最大3施設)

働く環境の整備

施設の利活用促進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円/施設
利活用促進 事業費 最大1,200万円/団体

OR

①・②
または③

- ③既存施設の拡充・利用促進

既存施設の拡充・利用促進で
地域に企業を呼び込みたい

施設の利活用促進



視察・お試しツアー、
ビジネスマッチング、
Web 広報 等

事業費 最大1,200万円/団体

補助率 2/3 (高水準タイプ)
補助率 1/2 (標準タイプ)

+

進出支援事業

+

- ④企業の進出支援

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進

進出企業
支援



進出支援金
最大100万円/社

- ①②③とセット申請

補助率 2/3
補助率 1/2

- ④単独での
申請

補助率
一律 1/2

+

進出企業定着・地域活性化支援事業

- ⑤進出企業定着・地域活性化の支援

本交付金を活用した施設や自治体独自の取組により整備された施設の
進出企業と地元企業等との連携事業を支援

地元企業・団体



進出企業

事業費 最大3,000万円/事業

補助率一律 1/2

交付対象者

- ①東京圏外の地方公共団体（※1）
- ②東京圏内の条件不利地域を含む市町村（※2）又は東京圏内の2010年～2020年の人口減少率が10%以上の市町村（※3）
- ③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

（※1）東京圏は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

（※2）条件不利地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

（※3）総務省統計局「国勢調査」の結果に基づいて算出

（参考）東京圏内の条件不利地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）又は2010年～2020年の人口減少率が10%以上の市町村

東京都	埼玉県		千葉県		神奈川県
檜原村	秩父市	長瀬町	館山市	銚子市	山北町
奥多摩町	飯能市	鳩山町	勝浦市	匝瑳市	真鶴町
大島町	本庄市	川島町	鴨川市	香取市	清川村
利島村	ときがわ町		富津市	山武市	箱根町
新島村	横瀬町		南房総市	栄町	三浦市
神津島村	皆野町		いすみ市	多古町	湯河原町
三宅村	小鹿野町		東庄町	九十九里町	
御蔵島村	東秩父村		長南町	芝山町	
八丈町	神川町		大多喜町	白子町	
青ヶ島村	越生町		御宿町	長柄町	
小笠原村	小川町		鋸南町	横芝光町	
	吉見町		旭市		

■ 対象事業

地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、以下のいずれか又はその組み合わせにより実施する事業

対象となる要素事業	内容
① サテライトオフィス等整備事業 (自治体運営施設整備等)	地方公共団体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
② サテライトオフィス等開設支援事業 (民間運営施設開設支援等)	地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者（※）・コンソーシアムの施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
③ サテライトオフィス等活用促進事業 (既存施設拡充促進)	地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
④ 進出支援事業 （利用企業助成）	地方公共団体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援
⑤ 進出企業定着・地域活性化支援事業	地方公共団体が、サテライトオフィス等を利用する進出企業が地元企業等と連携して行う地域活性化に資する取組を支援

※サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者である。

■ 対象施設

テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ、**事業を実施する地方公共団体の区域内に所在**する施設等

地方創生テレワーク型 活用可能なメニューの分類

- 地方創生テレワーク型では自治体で実施するサテライトオフィスを拠点とする地方への新たなひとの流れの創出に向けた事業を支援するため、様々なメニューを設けている。
- 実施したい事業内容に対する活用可能なメニューは以下に示す通り。

実施したい事業

活用可能なメニュー

単独での申請



新たにサテライトオフィス等の施設を整備し、その施設に対する利用促進(プロモーション)を実施したい



①サテライトオフィス等整備事業or
②サテライトオフィス等開設支援事業
+プロジェクト推進費

可能



地域内の既存のサテライトオフィス等に対する利用促進(プロモーション)を実施したい



③サテライトオフィス等活用促進事業
(プロジェクト推進費)

可能



本交付金で整備・利用促進したサテライトオフィス等の施設に進出する企業への支援金を支給したい



④進出支援事業

※①・②or③との同時申請可能
※本交付金①②③事業を実施していることが前提

可能
※R4補正で①
②③事業を実施している場合のみ



本交付金により、または自治体独自に整備した施設に進出した企業と地元企業が連携する地域活性化事業を支援したい



⑤進出企業定着・地域活性化支援事業

※①・②or③との同時申請可能
※本交付金を活用していない自治体独自で整備されたサテライトオフィス等の施設も支援対象とする。

可能

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型 R5補正における制度の変更点



1

補助率

- 施設整備・利用促進事業（①～④事業）の高水準タイプの補助率は「2/3」とする。（高水準タイプ：2/3、標準タイプ：1/2）
- 進出支援事業（④事業）については、①～③事業とセットで申請する場合の補助率は、①～③事業に連動することとし、進出支援事業単独で申請する場合の補助率は、一律1/2とする。
- 進出企業定着・地域活性化支援事業（⑤事業）の補助率は、一律1/2とする。

2

過年度交付団体の再申請

- 本交付金の①・②事業を実施した翌年度に、①・②事業で整備したサテライトオフィス等を対象として③サテライトオフィス等活用促進事業の申請を可能とする。（ただし、①・②事業実施時にプロジェクト推進費(プロモーション経費)を交付対象としていない場合に限る。）
- ④進出支援事業について、本交付金の①～③事業を実施した翌年度のみ、④事業単独での申請を可能とする。
※R5補正の対象となるのは、R4補正で①～③事業を実施している自治体のみ。

3

進出企業定着・地域活性化支援事業の支援対象

- 自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出する企業が地元企業と連携する事業であっても申請を可能とする。

4

マイナンバーカードの普及率による加点措置の廃止

- R4補正地方創生テレワーク型の審査においては、マイナンバーカードの普及率に応じた加点措置を設けていたが、R5補正の審査においては、当該加点措置は廃止する。

5

②サテライトオフィス等開設支援事業における国の交付上限額

- 民間事業者が実施するサテライトオフィス等の開設を本交付金で支援する場合、国の交付上限額を設け、その範囲内の申請とする。

1. 補助率について

➤ 地方創生テレワーク型は、R5補正において補助率を以下の通り変更する。

	R5補正	従来
①－④ 施設整備・ 利用促進事業	<u>高水準タイプ 2 / 3</u> 標準タイプ 1 / 2 ※1※2	高水準タイプ 3 / 4 標準タイプ 1 / 2
⑤ 進出企業定着・ 地域活性化支援事業	<u>一律 1 / 2</u> ※3	高水準タイプ 3 / 4 標準タイプ 1 / 2

※1 R5補正で④事業を単独で申請する場合は、補助率一律1/2とする。

※2 R4補正で①・②事業を実施し、整備した施設に対してR5補正で③事業を活用し利用促進事業を実施する場合は、補助率一律1/2とする。（標準タイプとして扱う）

9 ※3 R5補正で新規に⑤事業を申請する場合は、補助率一律1/2とする。（過年度の①－④事業に連動しないこととする）

2. 過年度交付団体の再申請について

<①・②事業で整備した施設に対する③サテライトオフィス等利用促進事業の実施について>

- R4補正で本交付金を活用し、施設整備に係る経費を交付対象としたが、プロモーション経費を交付対象としていない自治体は、KPIの追加設定を条件に、R4補正で整備した施設に対するプロモーション経費の申請を可能とする。（R4補正でプロモーション経費を交付対象としている場合は申請不可）
- 一律、標準タイプとしての申請とする。（R4補正で高水準タイプで採択されている場合も標準タイプでの申請となる）

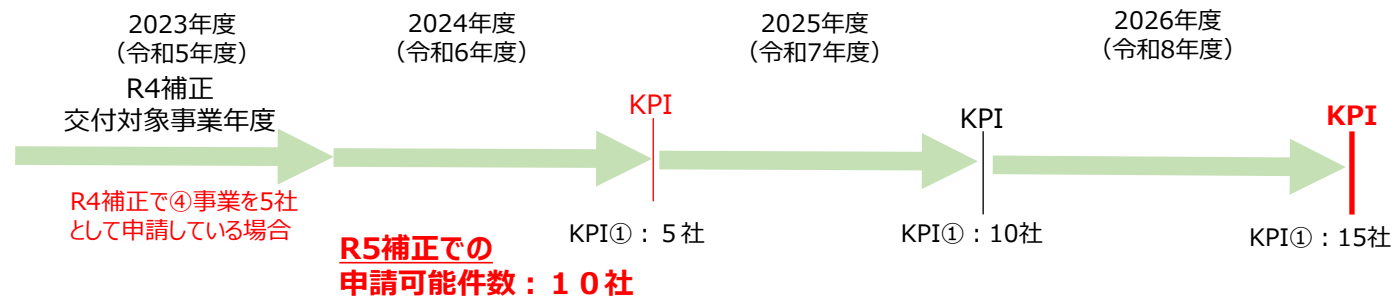
<④進出支援事業について>

- 本交付金を活用し、施設整備・利用促進事業を実施した翌年度に限り、④事業単独での申請を可能とする。
- R5補正における対象は、R4補正交付団体のみ。④事業をR4補正で申請した実績がある場合、R4補正での申請分を除く範囲で申請を可能とする。

	R4補正交付団体	R2補正、R3補正交付団体
④過年度交付事業の対象施設に追加で進出支援事業を行う場合	施設整備・利用促進事業において設定したKPI 1の範囲内で申請可能（過年度申請分を除く）	申請不可

活用イメージ

R4補正 地方創生テレワーク型交付団体が④事業を申請する場合



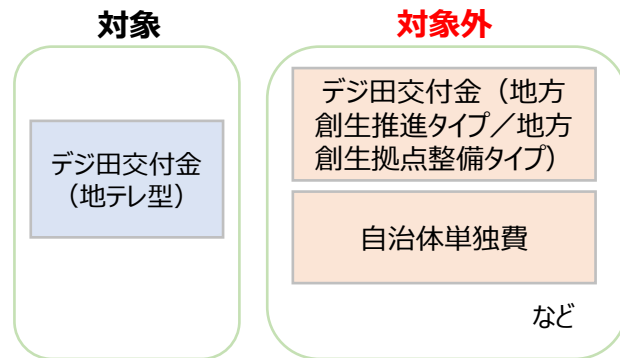
3. 進出企業定着・地域活性化支援事業の支援対象について

- 進出企業定着・地域活性化支援事業の支援対象については、本交付金を活用し、施設整備・利用促進事業を実施した自治体に限定をしていたところ、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）や自治体単独事業費など、自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携する地域活性化に資する事業も含めて支援対象とする。※民間事業者が整備したサテライトオフィスは対象外。

<支援対象の拡大>

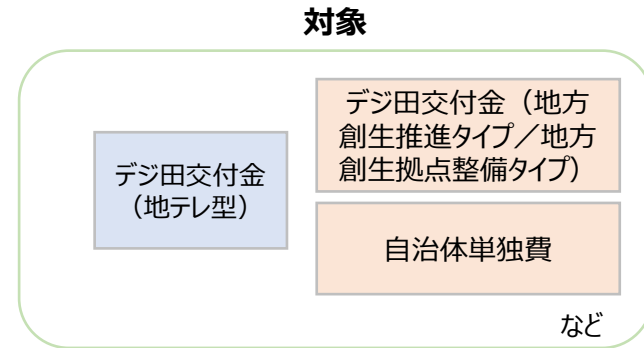
従来

- ⑤事業を申請する上では、本交付金を活用していることが要件とされ、本交付金以外を活用したサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携する事業は対象外としていた。



R5補正

- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）や自治体単独事業費など、自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業等が連携する事業も支援対象とする。



<支援対象拡大に伴う追加要件> ※自治体独自の取組により整備された施設において⑤事業を実施する場合

- 自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出する企業と地元企業が連携する事業を申請する場合、デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型としての審査を経ておらず、施設の情報を把握できていないことから、施設の内容についての説明を申請における必須要件とする。(次項参照)
- 自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等1施設当たり、2事業を上限として申請可能とする。
- 国庫補助金により整備された施設を対象とする場合は、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ)により整備された施設に限定する。

3. 進出企業定着・地域活性化支援事業の支援対象について

- 自治体独自の取組によって整備された施設を支援対象とする場合、その施設のサテライトオフィスとしての質及び本交付金の政策目的が担保されていることの確認のため、進出企業定着・地域活性化支援事業の従来の申請要件とは別に、新たに以下の要件を設ける。

追加の申請要件※自治体独自の取組により整備された施設を支援対象とする場合

当該サテライトオフィス等の施設が不特定多数の個人や企業社員が常態的にテレワークにより働くことができ、企業が入居・定着することができるワークスペースを有する施設であること

- 本交付金（地方創生テレワーク型①－③事業）の支援対象としている施設要件。使用の目的がサテライトオフィスやコワーキングスペースとして位置付けられており、広く一般に利用されている施設であることを必須とする。
- 政策目的である「地方への新たなひとの流れの創出」に資する施設の担保のため、地域外から進出した企業がオフィスとして居を構え、ビジネスを展開することが可能な、セキュリティ面を考慮したオフィススペース（入居可能な個室）が設けられていることや、通信環境や什器などテレワークに必要な整備がなされていることを必須とする。
- 上記が担保していることを確認するため、オフィススペースの設備の内容について説明する資料及び、図面、写真を添付して提出することを申請要件とする。

対象施設イメージ



企業入居可能なオフィススペース（個室）イメージ



オープンスペース

+

従来の申請要件

- ✓ サテライトオフィスに入居していることが確認できる資料（利用契約書、賃貸借契約書）の提出
- ✓ 対象事業を実施するための連携・協力関係が確約されていることが確認できる資料の提出

4. マイナンバーカードの普及率による加点措置の廃止

- マイナンバーカードの普及率に応じた加点措置を廃止し、下記に掲げる12の評価の観点による総合評価として審査する。（各評価の観点について1～3点、総合36点満点で評価）
- 施設整備・利用促進事業、進出企業定着・地域活性化支援事業双方で同様の取扱いとする。

2. 評価項目

評価の観点

評価項目（高水準タイプ、標準タイプ共通）

①政策目的に対する適合性	ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか
②企業進出・滞在・移住の実現可能性	ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞行者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策・施策間連携）
③企業進出・滞在・移住の持続可能性	ア 官民連携による多様なメンバーが参画する推進体制となっているか イ 推進体制の民間メンバーが参画する誘致活動が計画に含まれているか ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）
④地域経済等への波及効果	ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）

+

マイナンバーカード普及率による加点措置

申請率に応じて1点～3点を設定

（平均以上～60%未満：1点、60%以上～70%未満：2点、70%以上：3点）

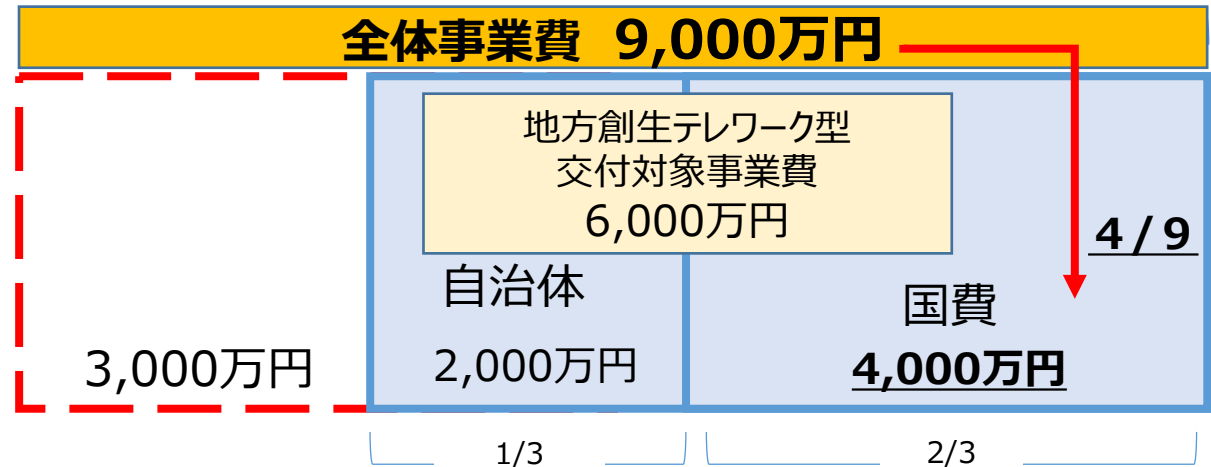
廃止

5. ②サテライトオフィス等開設支援事業における交付上限額について

- サテライトオフィス等開設支援事業において、民間事業者のサテライトオフィス開設を支援する場合、民間事業者に対して応分の負担を求めること。（必須）
- 国の交付額について以下の通り上限額を設ける。

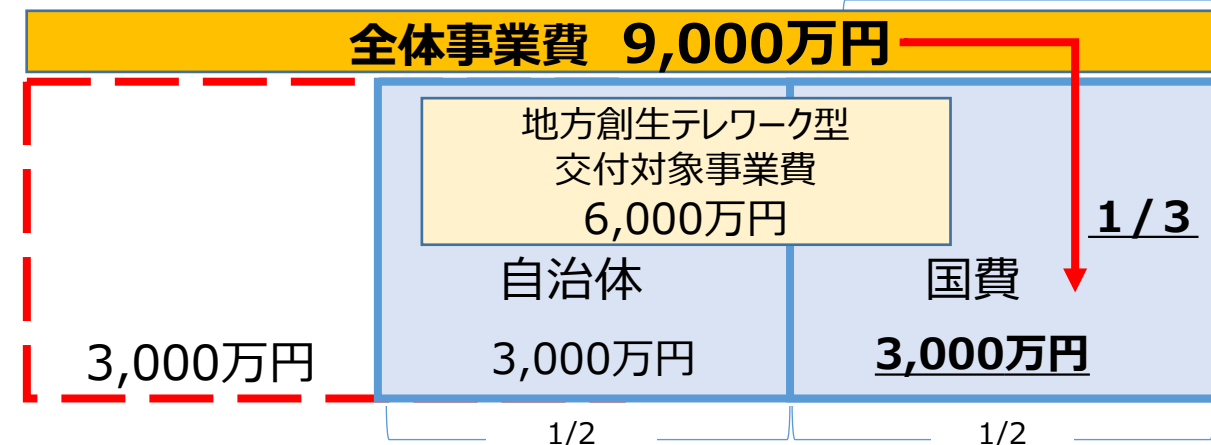
< (例) 施設の総工費9,000万円（高水準タイプ） >

- 国の交付額は**全体事業費の4/9を上限とする**（かつ地方公共団体負担額の2倍の範囲内）
- 全体事業費のうち交付対象外事業費（赤枠）は民間事業者又は自治体で負担すること
- **持続性の観点から企業には応分の負担を求めること（必須）**




< (例) 施設の総工費9,000万円（標準タイプ） >

- 国の交付額は**全体事業費の1/3を上限とする**（かつ地方公共団体負担額の範囲内）
- 全体事業費のうち交付対象外事業費（赤枠）は企業又は自治体で負担すること
- **持続性の観点から企業には応分の負担を求めること（必須）**

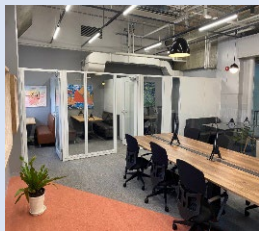


デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型

(①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、
③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業)



① サテライトオフィス等整備事業 (自治体運営施設整備等)



➤ 地方公共団体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・ワーキングスペース等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

- | | | |
|---|-------------|------------------------------|
| { | ・ 施設整備・運営支援 | 事業費最大9,000万円／施設 (50人以上収容の場合) |
| | ・ プロジェクト推進 | 事業費最大1,200万円／団体 ※①②事業共通 |

自治体運営施設の整備・運営支援

◎ 整備事業の例 **旧庁舎、公民館、廃校、駅舎、道の駅 等**

- ・ サテライトオフィス等の**新築・改築・模様替え・修繕その他の改修**
- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**設備導入**

<修繕その他の改修・設備導入の例>

- 壁のクロスや天井、床の修繕費等の簡易な改修
- 電気設備 (エアコン、コンセント増設)、給湯設備、トイレの改修

- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**什器・機器** (机、イス、パソコン、タブレットPC、OA機器等の導入) 等
- ・ **通信環境整備** (インターネット、Wi-Fi環境 等)

- ✓ 交付対象事業費の5割未満で、**ベッド等の宿泊設備、カフェ等コミュニティスペース等の当該施設の利用促進につながる施設整備**が可能。
- ✓ 交付対象事業費の2割以内で、**用地取得、外構の工事等**も対象とすることが可能。

◎ 運営事業の例

- ・ **施設運営・管理委託** (人件費・光熱水費・通信料・賃借料) 等

プロジェクト推進

○ 施設整備・運営以外のソフト経費

<取組例>

- ・ 動画、ポスター、ホームページの製作
- ・ お試しテレワークに係る旅費、宿泊費の補助
- ・ サテライトオフィス等に関する説明会開催
- ・ 首都圏マッチングイベント参加
- ・ 地元企業とのビジネスマッチングイベント開催
- ・ テレワーク普及イベント、講演会実施等

利活用の促進

②サテライトオフィス等開設支援事業 (民間運営施設開設支援等)



- 地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者等の施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
 - ※サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者。
- 支援対象が決まっている場合に加え、**公募事業も可能**
 - 〔 ・ 施設整備・運営支援 事業費最大9,000万円／施設 (50人以上収容の場合) 〕
 - 〔 ・ プロジェクト推進 事業費最大1,200万円／団体 ※①②事業共通 〕

民間運営施設の整備・運営支援

◎整備支援の例 **空き店舗、古民家、ホテル・旅館の一部、港の倉庫 等**

- ・ サテライトオフィス等の**新築・改築・模様替え・修繕その他の改修**
- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**設備導入**
 <修繕その他の改修・設備導入の例>
 - 〔 ー壁のクロスや天井、床の修繕費等の簡易な改修 〕
 - 〔 ー電気設備 (エアコン、コンセント増設)、給湯設備、トイレの改修 〕
- ・ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**什器・機器**
 (机、イス、パソコン、タブレットPC、OA機器等の導入) 等
- ・ **通信環境整備** (インターネット、Wi-Fi環境 等)

- ✓ 交付対象事業費の5割未満で、**ベッド等の宿泊設備、カフェ等コミュニティスペース等の当該施設の利用促進につながる施設整備**が可能。
- ✓ 交付対象事業費の2割以内で、**用地取得、外構の工事等**も対象とすることが可能。

◎運営支援の例

- ・ **施設運営・管理委託** (人件費・光熱水費・通信料・賃借料) 等

プロジェクト推進

○施設整備・運営以外のソフト経費

<取組例>

- ・ 動画、ポスター、ホームページの製作
- ・ お試しテレワークに係る旅費、宿泊費の補助
- ・ サテライトオフィス等に関する説明会開催
- ・ 首都圏マッチングイベント参加
- ・ 地元企業とのビジネスマッチングイベント開催
- ・ テレワーク普及イベント、講演会実施等

自治体が行うPRに加え、サテライトオフィス等の運営事業者が行うPR事業への補助も可

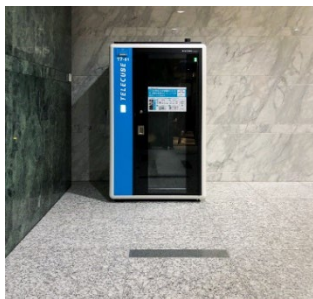
利活用の促進

③ サテライトオフィス等活用促進事業

地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による**既存のサテライトオフィス施設利用を促進**するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
(最大1,200万円/団体)

<取組の例>

- 動画、チラシ、ポスター、ホームページの製作委託費等のプロモーション
- ビジネスマッチング・セミナー開催
- サテライトオフィスの説明会開催
- テレワーク関連設備導入 (パソコン、テレビ会議システム、通信環境整備)
- オンライン会議用ブース導入 等



オンライン会議用ブース

18 (テレキューブ) <https://telecube.jp/features/>



ワーケーションツアーの開催によるひとや企業の呼び込み

④ 進出支援事業 (利用企業助成)

地方公共団体が、①②③事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援
(最大100万円/社)

• 進出支援金は100万円/社で渡しきり

<活用のイメージ>

社員の引っ越し費用、社員の旅費・滞在費用
研修費用 等

- **返還制度あり**…進出企業は、3年以上5年以内に、施設利用を終了した時は半額、3年未満に施設利用を終了した場合全額を返還。

<参考> 支援対象者の要件

以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。

- ①②③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。
- 官公庁等 (第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。) ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

「地方創生テレワーク型実施計画」を策定し、2027年度のK P Iを以下の通り設定

高水準タイプ 補助率 2 / 3

- ① 2027年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が3社以上
- ② 2027年度中のサテライトオフィス等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上
- ③ 事業開始から2027年度末までの移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上

有識者が審査

標準タイプ 補助率 1 / 2

- ① 2027年度末のサテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が1社以上
- ② 2027年度中サテライトオフィスの等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上
- ③ 事業開始から2027年度末までの移住者数を設定

事務局が審査

＜評価の視点＞（タイプ共通）

- ① 期間内に事業が完了可能か、新たな人の流れを創出するか等（政策目的適合性）
- ② 企業の進出が見込めるか 等（企業進出可能性）
- ③ 企業の定着が見込めるか 等（企業定着可能性）
- ④ 過大な施設設置とにならないか 等（費用対効果、波及効果）

S,A

高水準タイプ（2/3）
で採択

B,C

標準タイプ（1/2）
で採択

S,A,B,C

標準タイプ（1/2）
で採択

D D

不採択

① 政策目的に対する適合性

- ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか
- イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか
- ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか

② 企業進出・滞在・移住の実現可能性

- ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか
- イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか
- ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞行者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策・施策間連携）

③ 企業進出・滞在・移住の持続可能性

- ア 官民連携による多様なメンバーが参画する推進体制となっているか
- イ 推進体制の民間メンバーが参画する誘致活動が計画に含まれているか
- ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）

④ 地域経済等への波及効果

- ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか
- イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか
- ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）

1. 申請要件						
高水準タイプ	<p>■ 2027年度（国費事業終了後3年後）のK P Iを以下の通り設定していること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>サテライトオフィス等施設を利用する企業数</td> </tr> <tr> <td>サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上</td> </tr> <tr> <td>サテライトオフィス等施設の利用者数</td> </tr> <tr> <td>サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上</td> </tr> <tr> <td>移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上</td> </tr> </table>	サテライトオフィス等施設を利用する企業数	サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が 3社以上	サテライトオフィス等施設の利用者数	サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が 5割以上	移住者数 がサテライトオフィス等 施設の所在する市町村の人口の0.01%以上
サテライトオフィス等施設を利用する企業数						
サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が 3社以上						
サテライトオフィス等施設の利用者数						
サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が 5割以上						
移住者数 がサテライトオフィス等 施設の所在する市町村の人口の0.01%以上						
標準タイプ	<p>■ 2027年度（国費事業終了後3年後）のK P Iを以下の通り設定していること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>サテライトオフィス等施設を利用する企業数</td> </tr> <tr> <td>サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が1社以上</td> </tr> <tr> <td>サテライトオフィス等施設の利用者数</td> </tr> <tr> <td>サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上</td> </tr> <tr> <td>移住者数を設定</td> </tr> </table>	サテライトオフィス等施設を利用する企業数	サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が 1社以上	サテライトオフィス等施設の利用者数	サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が 3割以上	移住者数 を設定
サテライトオフィス等施設を利用する企業数						
サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が 1社以上						
サテライトオフィス等施設の利用者数						
サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が 3割以上						
移住者数 を設定						

■ 下記に掲げる12の評価の観点に関して総合評価（各評価の観点について1～3点、総合36点満点で評価）

2. 評価項目	評価の観点
評価項目（高水準タイプ、標準タイプ共通）	
①政策目的に対する適合性	<p>ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか</p> <p>イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか</p> <p>ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか</p>
②企業進出・滞在・移住の実現可能性	<p>ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか</p> <p>イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか</p> <p>ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞在者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか（政策・施策間連携）</p>
③企業進出・滞在・移住の持続可能性	<p>ア 官民連携による多様なメンバーが参画する推進体制となっているか</p> <p>イ 推進体制の民間メンバーが参画する誘致活動が計画に含まれているか</p> <p>ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか（自立性）</p>
④地域経済等への波及効果	<p>ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか</p> <p>イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか</p> <p>ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されおらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか（他地域への横展開の可能性）</p>

3. 総合評価

総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」及び「D」の5段階で判定する。

○総合評価の点数目安は以下のとおり。
※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「D」評価とする。

S評価	総合評価点数 25 点以上
A 評価	総合評価点数 22 点以上
B 評価	総合評価点数 20 点以上
C 評価	総合評価点数 18 点以上
D 評価	総合評価点数 17 点以下

4. 採択区分

申請しているタイプおよび総合評価に応じて、「高水準タイプ」、「標準タイプ」、「不採択」の3段階の採択区分を決定する。

高水準タイプ	高水準タイプで申請しており、総合評価が「A」評価以上である場合。
標準タイプ	総合評価が「C」評価以上である場合。
不採択	総合評価が「D」評価である場合。

地方創生テレワーク型実施計画		
	地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）	地方創生テレワーク取組計画（施設整備・利用促進事業）
概要	交付期間内における実施計画（期間：当該事業年度末まで）	交付対象事業終了後における実施計画（期間：交付対象事業終了後3か年）
主な内容	<p>(1) 基本項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付対象事業の名称・事業要素 ② 交付対象事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・目的・概要、K P I（進出企業数、移住数等） ・進出・滞在・移住を働きかける企業像、想定するニーズ ・事業に活用する地域の強み・資源とその理由 ・交付対象事業とは別に行う関連事業・期待する相乗効果 <p>(2) 各要素事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サテライトオフィス等整備事業 対象施設、整備内容、プロジェクト推進内容 ② サテライトオフィス等開設支援事業 対象施設、開設支援内容、プロジェクト推進内容 ③ サテライトオフィス等活用促進事業 対象施設、プロジェクト推進内容 ④ 進出支援事業 支援概要、支給対象企業要件、返還要件 等 <p>(3) 推進体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の構成メンバーと役割分担 ・誘致活動における民間メンバーの具体的取り組み <p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の雇用やにぎわいの創出など地域経済への波及効果 ・地域住民への生活向上への波及効果 ・経費の適正化、費用対効果の考え方 	<p>交付対象事業の取組概要、収支内訳、K P I</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2025年度（2年目） 取組概要（利用企業・利用者増加、進出企業・利用者の定着等） 経費 事業継続の考え方 K P I 状況 等 ● 2026年度（3年目） 取組概要（利用企業・利用者増加、進出企業・利用者の定着等） 経費 事業継続の考え方 K P I 状況 等 ● 2027年度（4年目） 取組概要（利用企業・利用者増加、進出企業・利用者の定着等） 経費 事業継続の考え方 K P I 状況 等

■ 交付上限額（総事業費ベース 国費は交付対象事業費の2/3、または1/2）

「①サテライトオフィス等整備事業」、「②サテライトオフィス等開設支援事業」

	整備する施設の収容可能人数（1施設あたり）		
	20人未満	20人以上50人未満	50人以上
施設整備・運営	3,000万円	4,500万円	9,000万円
1団体における 施設数の上限	合計3施設		
（施設規模別の上限）	3施設	2施設	1施設
施設整備・運営以外の ソフト経費	1,200万円		

「③サテライトオフィス等活用促進事業」

施設整備・運営以外の ソフト経費	1,200万円
---------------------	---------

「④進出支援事業」

進出支援経費 （返還制度あり）	進出支援金 最大100万円/社
--------------------	-----------------

■ 対象経費

- 地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の实情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、「①サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）」、「②サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）」、「③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）」「④進出支援事業」の実施に要する経費を支援対象とする。

（具体的な対象経費の例）

	①サテライトオフィス等整備事業 （自治体所有施設整備等）	②サテライトオフィス等 開設支援事業 （民間所有施設開設支援等）	③サテライトオフィス等 活用促進事業 （既存施設等活用等）	④進出支援事業
施設整備・ 運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費 通信環境整備費 什器・機器導入費 施設運営管理委託費 等 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備支援費 通信環境整備支援費 什器・機器導入支援費 施設運営支援費 等 	-	-
施設整備・ 運営以外の ソフト経費	<ul style="list-style-type: none"> プロモーション経費（※） ビジネスマッチング・セミナー経費 企業の採用活動経費（インターン、説明会） オンライン会議用ブース料（リース等） その他外注費 等 	（※） 交付対象者よりも人口規模の大きい地域に所在する企業の誘致等経費であることが望ましい		<ul style="list-style-type: none"> 進出支援経費 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">返還制度あり</div>

■ 対象外経費（以下の経費については、原則として支援の対象外とする）

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
※ 地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの

施設の利用促進機能整備に係る経費計上の考え方（図解）

- サテライトオフィス等の利用促進につながる附帯施設・設備（経費 B 1）は施設の整備・運営費に係る交付対象事業費の 5 割未満、用地取得費・造成費、外構工事費等（経費 B 2）は同 2 割以内とする
- 経費 B 1 と経費 B 2 両方を計上する場合、両者の総額で施設の整備・運営費に係る交付対象事業費の 5 割未満かつ経費 B 2 の総額で同 2 割以内とする必要がある。

<ケース①：経費 B 1 のみ計上>

- ✓ 施設整備・運営費に係る交付対象事業費の 5 割未満とする

区分	経費項目
B 1	カフェスペース整備経費
	宿泊スペース整備経費
	...
	...
B 2	計上無し

経費 B 1 の
総額で 5 割未満

<ケース②：経費 B 2 のみ計上>

- ✓ 施設整備・運営費に係る交付対象事業費の 2 割以内とする

区分	経費項目
B 1	計上無し
B 2	外構工事費
	整備施設の取得費
	...
	...

経費 B 2 の
総額で 2 割以内

<ケース③：経費 B 1、B 2 両方計上>

- ✓ 経費 B 全体で施設整備・運営費に係る交付対象事業費の 5 割未満とする
- ✓ 5 割以上の場合、交付対象外

区分	経費項目
B 1	カフェスペース整備経費
	宿泊スペース整備経費
	...
	...
B 2	外構工事費
	整備施設の取得費
	...
	...

経費 B 総額
で 5 割未満

かつ

2 割以内

- 高水準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は333万円（交付対象事業費の33%）

デジタル田園都市国家構想交付金
地方創生テレワーク型
交付対象事業費の2 / 3
(67%)

地方負担※
交付対象事業費の1 / 3
(33%)

- 標準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は500万円（交付対象事業費の50%）

デジタル田園都市国家構想交付金
地方創生テレワーク型
交付対象事業費の1 / 2
(50%)

地方負担※
交付対象事業費の1 / 2
(50%)

地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

■ 進出支援事業は、東京圏への一極集中の是正と地方分散型の活力ある地域社会の実現を目的として、進出先の地方公共団体が本交付金を活用して、区域内のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を利用する区域外の企業・団体（以下「申請企業」という）に対し進出支援金を支給することを可能とする。

事業主体	進出支援事業を行う地方公共団体
進出支援経費の支給金額	要件を満たす者に対し、進出支援経費として、以下の金額を支給する。 最大100万円／社（国費67万円、または50万円） ※「取扱いⅢ-(4)基準及び補助率」に基づき設定したK P I に応じて上限件数を設定すること
支援対象者の要件	以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> 「取扱いⅢ-1-(2)対象事業」における①～③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に定める風俗営業者でないこと。 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
申請方法・提出書類	支援対象者の要件を満たす申請企業が、以下の書類を事業主体の地方公共団体に提出することにより申請を行うものとする。 <提出書類> 「申請書」、「当該サテライトオフィス等の利用契約が確認できる書類」、「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」
支給方法・支給時期	<ul style="list-style-type: none"> 進出支援経費は事業主体の地方公共団体から支給するものとし、全額を一括で支給する。 申請企業から提出された書類等に基づいて、要件が満たされていることを確認後、速やかに支給する。
返還制度	進出支援事業の主体となる地方公共団体は、返還制度を設けることとする。（詳細次頁）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の当該サテライトオフィス等の利用状況確認のため、進出支援事業の主体となる地方公共団体は実地検査を行うこと。 交付決定事業終了後、会計検査院等が申請企業に対し実地検査に入ることがある。この検査により進出支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要がある。

- 本交付金を活用し、区域内のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を利用する区域外の企業・団体（以下「申請企業」という）に対して、企業の進出にかかる経費を助成する事業（以下「進出支援事業」という）を行う場合には、以下の取扱いの要件による。

1. 返還制度

進出支援事業の主体となる地方公共団体は、以下の返還制度を設けることとする。

（A）返還対象者の要件

以下のいずれかの要件に該当する申請企業は、助成金の返還対象とする。

- （1）助成金の申請日から5年以内に、助成金を給付した市町村の区域内の施設の利用等を終了した場合
- （2）虚偽の申請であることや利用の実態がないこと等が明らかとなった場合。

※ただし、申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情として助成金制度を設ける地方公共団体が認めた場合はこの限りではない。

（B）返還金額

- 助成金の申請日から3年以上5年以内に、助成金を給付した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：半額
- 助成金の申請日から3年未満で、助成金を給付した市町村の区域にある施設の利用を終了した場合：全額
- 虚偽の申請等が明らかとなった場合：全額

<施設整備・利用促進事業（①～③事業の再申請）について>

- 過年度交付団体が新たに①～③事業を申請する場合、施設数の上限、交付上限額については、新規の申請団体と同様に扱う。
- ただし、過剰な施設整備・プロジェクト推進等を抑止する観点から、以下の申請要件とする。


	R4補正交付団体	R2補正、R3補正交付団体
①②新たな施設を整備し、 利用促進を行う事業	採択時に設定した2024年度末におけるKPIの達成に向けた、2024年度の取組内容及びKPIの進捗状況について追加資料※1を申請時に提出(事務局は追加資料の内容も踏まえて計画を審査)	採択時に設定した「2023年度末におけるKPI 1～5」が申請時点(2024年1月末)で達成済みである場合に可とする※2
③新たな施設の利用促進を行う事業		
③過年度に利用促進を実施した施設と同じ施設を対象に追加の利用促進を行う事業	事業の最終年度末におけるKPI 1～5が申請時点(2024年1月末)ですべて達成済みである場合に限り可とする※2	

※1 追加資料については、2023年度の取組での反省等を踏まえた上で、「取組計画」よりも詳細な内容を記載すること。

※2 2023年度末までに達成見込みが立っている場合など、個々の事業進捗状況に応じて申請を認め得るものとする。

デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型

(⑤進出企業定着・地域活性化支援事業)



地域へ進出する企業・社員の定着や地域活性化を図るため、本交付金を活用したサテライトオフィスや自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィスを利用する進出企業と地元企業等が連携して行う、地域資源を活用した地域活性化に資する地方公共団体の事業を支援

地元企業等と進出企業とが連携して行う、「地域資源」を活用した地域活性化に資する事業を対象

例)

- 地元の食品資源（地元のジビエ等）を活用した新商品開発・特産品づくりの事業
- 地元農家と連携した有害獣被害対策のための商品開発
- 地元の観光資源（温泉等）を活用したシティプロモーション・ワーケーション推進の事業
- 地元高校と連携したプログラミング教室やIT教室開催の事業 等

■ 本事業の位置づけ

施設整備・利用促進事業

①サテライトオフィス等整備事業

②サテライトオフィス等開設支援事業

④進出支援事業

③サテライトオフィス等活用促進事業

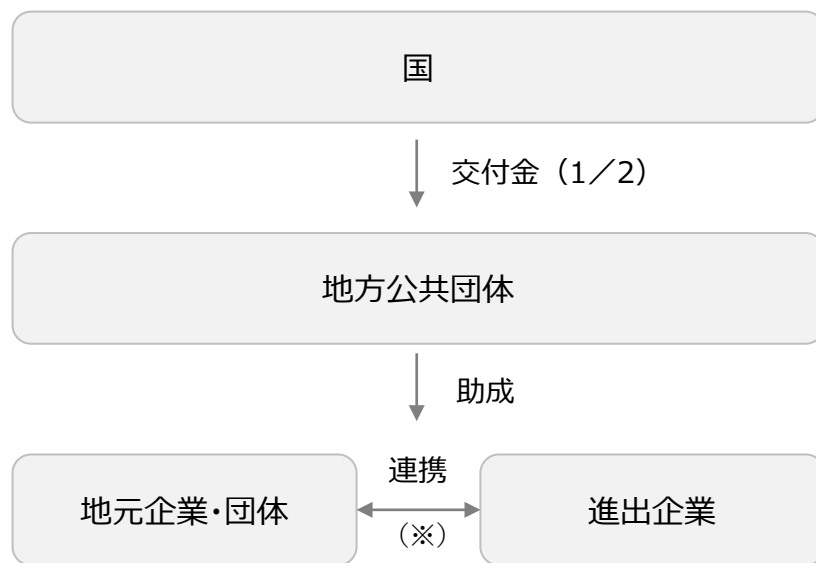
⑤進出企業定着・地域活性化支援事業

自治体独自の取組によるサテライトオフィス等の整備

企業進出・移住・滞在の促進

地域への定着・地域活性化

■ 資金の流れ・対象経費



※進出企業と地元企業・団体が事業実施のために連携した関係（例：協力協定締結、コンソーシアム組成）であることが条件

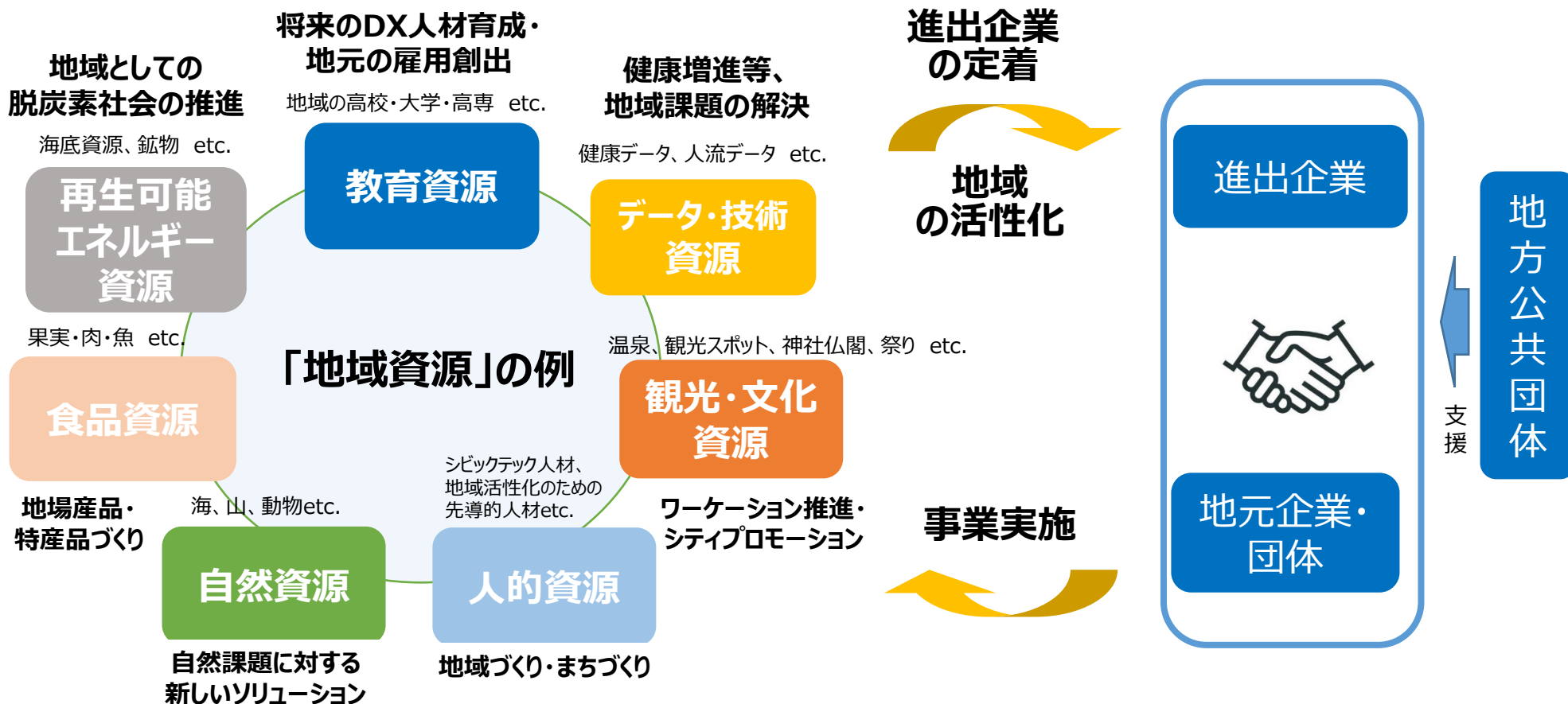
• 対象経費

事業に直接必要なソフト経費・ハード経費
（人件費、旅費、広報費、設備購入費 など）

進出企業定着・地域活性化支援事業の概要

<p>申請要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過年度採択事業も含め本交付金の施設整備・利用促進事業を活用している地方公共団体、あるいは自治体独自の取組としてサテライトオフィス等を整備している地方公共団体 2. 対象事業についてKPI（事業のアウトプット及び事業のアウトカム）を複数年度（原則3～5年）設定していること（本交付金施設整備・利用促進事業を活用している場合、同事業で設定したKPI期間を必ず含めること。） 3. 対象事業を行う推進体制に進出企業と地元企業等が各々1社以上いること
<p>提出資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. サテライトオフィスに入居していることが確認できる資料（利用契約書、賃貸借契約書）の提出 2. 対象事業を実施するための連携・協力関係が確約されていることが確認できる資料の提出 3. 自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等を支援対象とする場合、オフィススペースの設備の内容について説明する資料及び、図面、写真（本交付金の施設整備・利用促進事業を活用している場合は不要）
<p>申請方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進出企業定着・地域活性化支援事業のみでの申請 ・ 施設整備・利用促進事業と進出企業定着・地域活性化支援事業を同時に申請 ※施設整備・利用促進事業の採択結果に応じて採択可否決定
<p>対象団体</p>	<p>施設整備・利用促進事業と同様 （①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村又は東京圏内の2010年～2020年の人口減少率が10%以上の市町村、③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県）</p>
<p>事業期間等</p>	<p>国費事業1か年度（国費事業終了後の取組（各団体において定めた複数年度））</p>
<p>交付上限額等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進出企業が地元企業・団体と連携して行う事業（プロジェクト）を単位とし、1プロジェクト当たり3,000万円を交付対象事業費の上限として、地方公共団体を通じて助成を行う。※（国費ベース）1,500万円 ・ 過年度に施設整備・利用促進事業を実施している場合、「地方創生テレワーク事業計画（施設整備・利用促進事業）」及び「地方創生テレワーク取組計画（施設整備・利用促進事業）」においてKPIとして設定した「最終年度末におけるサテライトオフィス等を利用する所在都道府県外の企業数」を申請可能件数の上限とする。 ・ 自治体独自の取組としてサテライトオフィス等の整備を実施している地方公共団体が申請する場合、1施設あたり2事業を上限として申請を可能とする。

- 進出企業定着・地域活性化を目的とした事業であるため「その地域でしかできない取組からこそ、その地域に進出して、持続的に留まる」という要素が必要であることから、**進出企業と地元企業等による、①地域資源を活用し、②地域活性化に資するような取組を対象事業とする。**
- ①「地域資源」とは、地域産業を支える技術・ノウハウ、それらが生み出す商品・サービス、自然や歴史・文化等といった地域ならではの資源を想定しており、教育資源、食品資源、観光・文化資源等、幅広い資源が含まれる。
- ②については、地域の魅力づくり、地域課題の解決、地域経済への波及効果など地域活性化に資するような事業を想定。



- ▶ 対象事業の推進体制は、進出企業と地元企業・団体（各々1社以上であること）。
- ▶ ①進出企業は、本交付金、あるいは自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出した企業であること。
- ▶ ②地元企業等は上記サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織であること。
- ▶ ③進出企業と地元企業等は、事業実施に当たっての連携・協力をすることが確約された関係であること。
（例：事業実施についての連携協定や協力協定を締結していること又は見込みがあること、事業実施に当たっての協議会等が既に創設されていること 等）

① 進出企業

本交付金を活用して整備又は利用促進を図ったサテライトオフィスや自治体独自の取組により整備されたサテライトオフィス等に進出した企業（※）であること

（※）サテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約など法人契約を締結した所在都道府県外の企業



② 地元企業・団体

サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織（※）であること

（※）法人格を有する組織の例

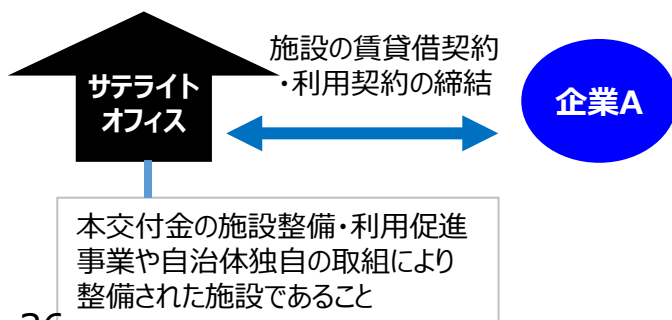
- ・株式会社、持株会社、特例有限会社
- ・商工会議所、商工会、商店街振興組合 等
- ・農業協同組合、水産業協働組合、森林組合 等
- ・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人

③ 連携関係

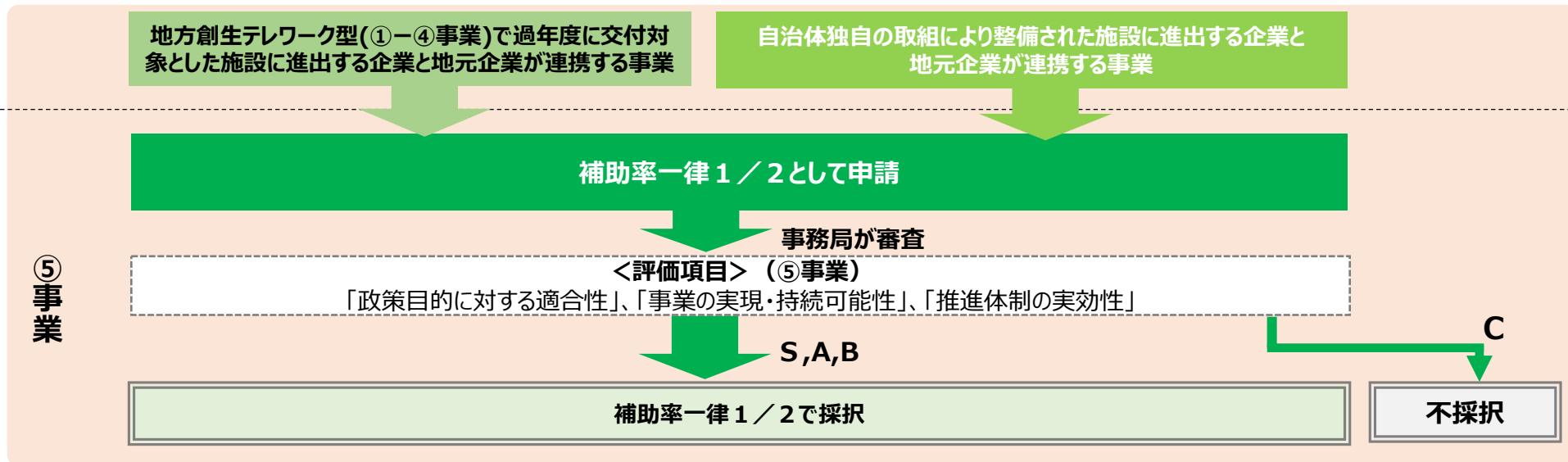
対象事業を実施するための連携・協力関係が確約（※）されていること

（※）連携・協力関係の例

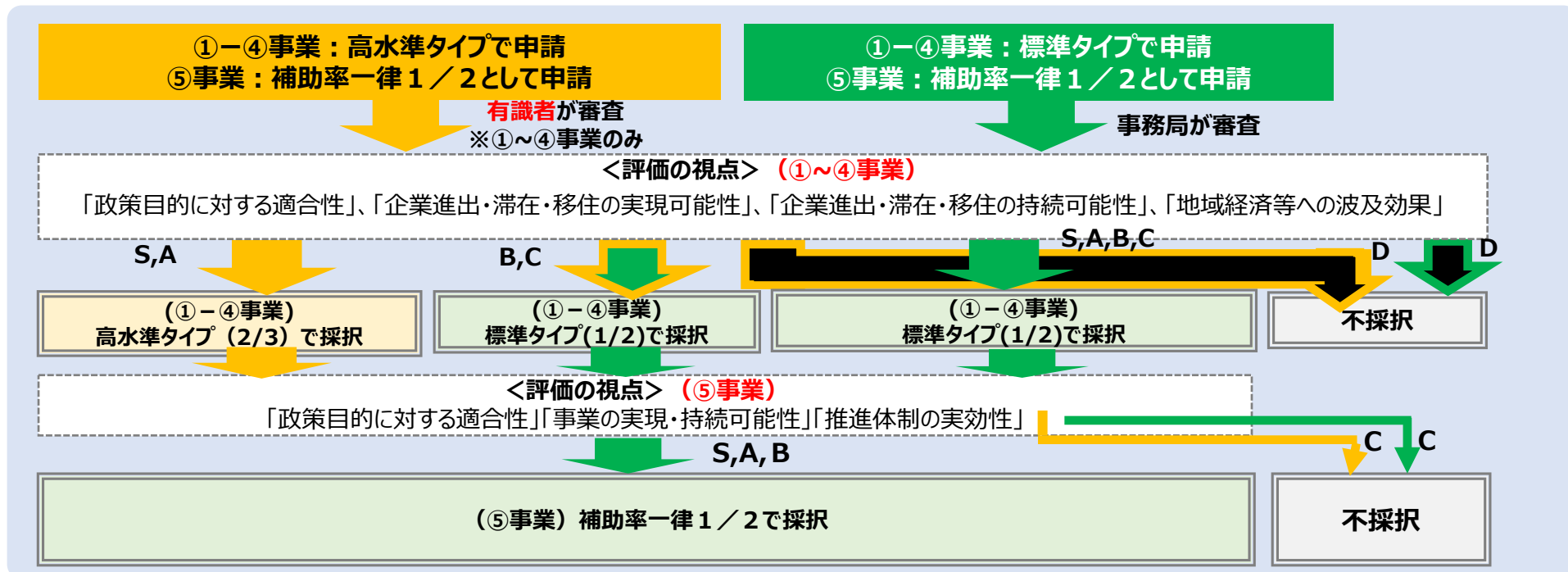
- ・事業実施のための連携協定や協力協定を締結していること又は締結見込みであること
- ・事業実施のための協議会やコンソーシアム等が既に創設されていること



⑤事業のみ申請する場合



①～④事業と⑤事業を同時に申請する場合



1. 政策目的に対する適合性	評価の観点
<p><基礎項目></p>	
<p>ア 事業による地域活性化の実現可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により地域活性化が実現されるか（魅力的な地域づくり、地域の課題解決への貢献、地域経済への波及効果など）
<p>イ KPI設定の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のアウトプット・アウトカムベースで評価指標としてふさわしいKPIが設定されているか
<p><付加項目></p>	
<p>地域のデジタル実装への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のデジタル実装やデジタル人材育成などに資するような事業か
2. 事業の実現・持続可能性	評価の観点
<p><基礎項目></p>	
<p>ア 事業計画の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施プロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か ・進出企業や地元企業等、事業推進体制の特性や強み、地域資源が活かされた内容になっているか
<p>イ 取組計画の適切性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2年目以降の計画（役割分担や実施内容）が明確かつ具体的か ・ランニングコストの見通しや工面方法が明確かつ具体的か
<p><付加項目></p>	
<p>政策・施策間連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の政策・施策も活用して相乗効果を図り、事業を成功するための工夫をしているか
3. 推進体制の実効性	評価の観点
<p><基礎項目></p>	
<p>ア 事業推進体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担が明確にされているか（責任の所在、代表者の決定） ・事業実現に向けて多角的なメンバーが参加しているか
<p>イ 事業推進体制の実効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行力が実績などから明確か ・交付対象事業の実現に向けて必要なノウハウや技術を発揮できる主体が参加しているか
<p><付加項目></p>	
<p>地方創生テレワークの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方創生テレワーク推進運動 Action宣言」実施企業が参画しているか

1. 申請要件	評価方法	採択要件
1. 過年度採択事業も含め本交付金の①～④事業を活用し、サテライトオフィス等を整備している地方公共団体、又は自治体独自の取組としてサテライトオフィス等を整備している地方公共団体であること	○・×	申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」…要件を満たしている 「×」…要件を満たしていない
2. 対象事業についてKPI（事業のアウトプットおよび事業のアウトカム）を複数年度（原則3～5年）設定していること（本交付金施設整備・利用促進事業を活用している場合、同事業で設定したKPI期間を必ず含めること。）	○・×	
3. 対象事業を行う推進体制に進出企業と地元企業等が各々1社以上いること	○・×	

- 下記に掲げる評価の観点に関して総合評価（各評価の観点、ア・イについて1～3点、付加項目について0～1点、総合21点満点で評価）

2. 評価項目	評価の観点
①政策目的に対する適合性	<p>ア 事業による地域活性化の実現可能性 （事業実施により地域活性化(地域課題の解決、地域の魅力創出、地域経済への波及)が実現されるか）</p> <p>イ KPI設定の適切性 （事業のアウトプット・アウトカムベースで評価指標としてふさわしいKPIが設定されているか）</p> <p><付加項目> 地域のデジタル実装への貢献 （地域のデジタル実装やデジタル人材育成等に資するような事業か）</p>
②事業の実現・持続可能性	<p>ア 事業計画の適切性 （事業実施プロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か、進出企業や地元企業等、事業推進体制の特性や強み、地域資源が活かされた内容になっているか）</p> <p>イ 取組計画の適切性 （2年目以降の計画（役割分担や実施内容）が明確かつ具体的か、ランニングコストの見通しや工面方法が明確かつ具体的か）</p> <p><付加評価項目> 政策・施策間連携 （他の政策・施策も活用して相乗効果を図り、事業を成功するための工夫をしているか）</p>
③推進体制の実効性	<p>ア 事業推進体制の確立 （役割分担が明確にされているか（責任の所在、代表者の決定）、事業実現に向けて多角的なメンバーが参加しているか）</p> <p>イ 事業推進体制の実効性 （事業遂行力が実績などから明確か、交付対象事業の実現に向けて必要なノウハウや技術を発揮できる主体が参加しているか）</p> <p><付加項目> 地方創生テレワーク推進 （「地方創生テレワーク推進運動 Action宣言」を実施している企業が参画しているか）</p>

3. 総合評価

総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」の4段階で判定する。

○総合評価の点数の目安は以下のとおり。
※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「C」評価とする。

S評価	総合加点点数15点以上
A評価	総合加点点数12点以上
B評価	総合加点点数10点以上
C評価	総合加点点数9点以下

4. 採択区分

採択区分は「採択」又は「不採択」の2段階で決定する。

採択	総合評価が「B」評価以上である場合。
不採択	総合評価が「C」評価の場合。

- 本事業は、進出企業の定着と地域活性化を目的としたものであることから、**任意かつ事業ごとにふさわしいKPIを事業のアウトプット及び事業のアウトカムの両方の視点から設定すること。**
- 以下3つの視点に留意すること。
 - ①「客観的な成果」を表す指標であること（成果をとらえた指標設定、定量化）
 - ②事業との「直接性」のある効果を表す指標であること（事業とKPIの因果関係の明確化）
 - ③「妥当な水準」の目標が定められていること（高すぎず低すぎない評価設定）
- KPIは、**事業ごとに任意の複数年度で設定（原則3～5年、但し本交付金の施設整備・利用促進事業を活用している場合は、同事業のKPI設定期間は必ず含めることとする）**

事業例	KPIの例	
	事業のアウトプット	事業のアウトカム
特産品開発事業 (地場の穀物を活用した日本酒の開発・販売)	新製品の製造本数	新製品の売上本数や取扱店舗数の増加
商品開発事業 (地元農家と連携した有害獣被害対策開発)	センサーの利用農家数	有害獣被害の減少
シティプロモーション事業 (温泉地めぐりや農業就労体験ができるPRツアー開発)	PRツアーの参加者数	ツアーをきっかけとした滞在者数・移住者数の増加
ICT人材育成事業 (ICTスキル講座の開催)	ICTスキル講座の参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・講座を受講した学生におけるICT資格取得率の増加 ・講座を受講した地元企業におけるデジタル技術導入率の増加

地方創生テレワーク型実施計画（申請にあたり地方公共団体が作成）		
	地方創生テレワーク事業計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）	地方創生テレワーク取組計画（進出企業定着・地域活性化支援事業）
概要	期間内における実施計画（期間： <u>当該事業年度末まで</u> ）	交付対象事業終了後における実施計画（期間は交付対象事業終了年度の翌年から 各事業に合わせた任意の複数年度とする （原則3～5年、ただし施設整備・利用促進事業を実施している場合は、同事業のKPI設定期間は必ず含めることとする。））
主な内容	<p>①交付対象事業の名称</p> <p>②交付対象事業の概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業を行うことで目指す地域活性化の効果 ・交付対象事業の概要 ・交付対象事業の実施スケジュール詳細（交付年度） ・交付対象事業の経費内訳 <p>③交付対象事業のKPI設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KPI、選定したKPIの理由、費用対効果分析を計測するに適している理由等 <p>④事業推進体制の形成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進体制の構成メンバー・体制図、 ・各メンバー概要、 ・事業推進体制の事業遂行力、役割や責任の所在 ・事業推進体制の根拠（協力協定、コンソ定款など） <p>⑤付加評価項目のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策間連携 ・地方創生テレワーク推進運動 Action宣言の実施有無 	<p>交付対象事業終了後の取組概要、収支内訳、K P I</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度（2025年度）[2年目] 取組概要 予定収支内訳 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 ●令和8年度（2026年度）[3年目] 取組概要 予定収支内訳 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 ●令和9年度（2027年度）[4年目] 取組概要 予定収支内訳 経常経費の負担の考え方 K P I 状況 等 <p>……（複数年度の期間は任意）</p>

➤ 過年度採択事業も含め本交付金を活用した施設における進出企業と、当該施設が所在する都道府県内の企業等が連携して行う地域資源を活用した地域活性化に資する**事業実施に直接必要な経費（ハード経費・ソフト経費）を支援対象**とする。

	交付対象経費	対象経費の例	
		例 1 : 特産品開発の事業を行う場合	例 2 : IT人材教室開催の事業を行う場合
ハード経費	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に要する経費 設備整備に要する経費 備品購入に要する経費 施設整備等のために要する設計等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 特産品開発を行う向上への設備投資費（厨房設備導入費、加工設備導入費、包装・梱包設備導入費 など） 特産品販売のための拠点整備費（道の駅の部分的改修等） 	<ul style="list-style-type: none"> 教室で使用するPC、タブレット、プログラミングキットの購入費
ソフト経費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な人件費や旅費（地方公共団体の職員の人件費や旅費を除く。） 事業に必要なプロモーション費 その他事業実施に直接必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> 特産品開発に必要な人件費、原材料購入費 特産品のブランド化企画（ロゴマーク製作）等に係る人件費 特産品についてのポスター、チラシ、ホームページ作成費 	<ul style="list-style-type: none"> 講師人件費、旅費 教室で使用するテキスト購入費 教室を開催する会場費 教室開催についてのポスター、チラシ、ホームページ作成費

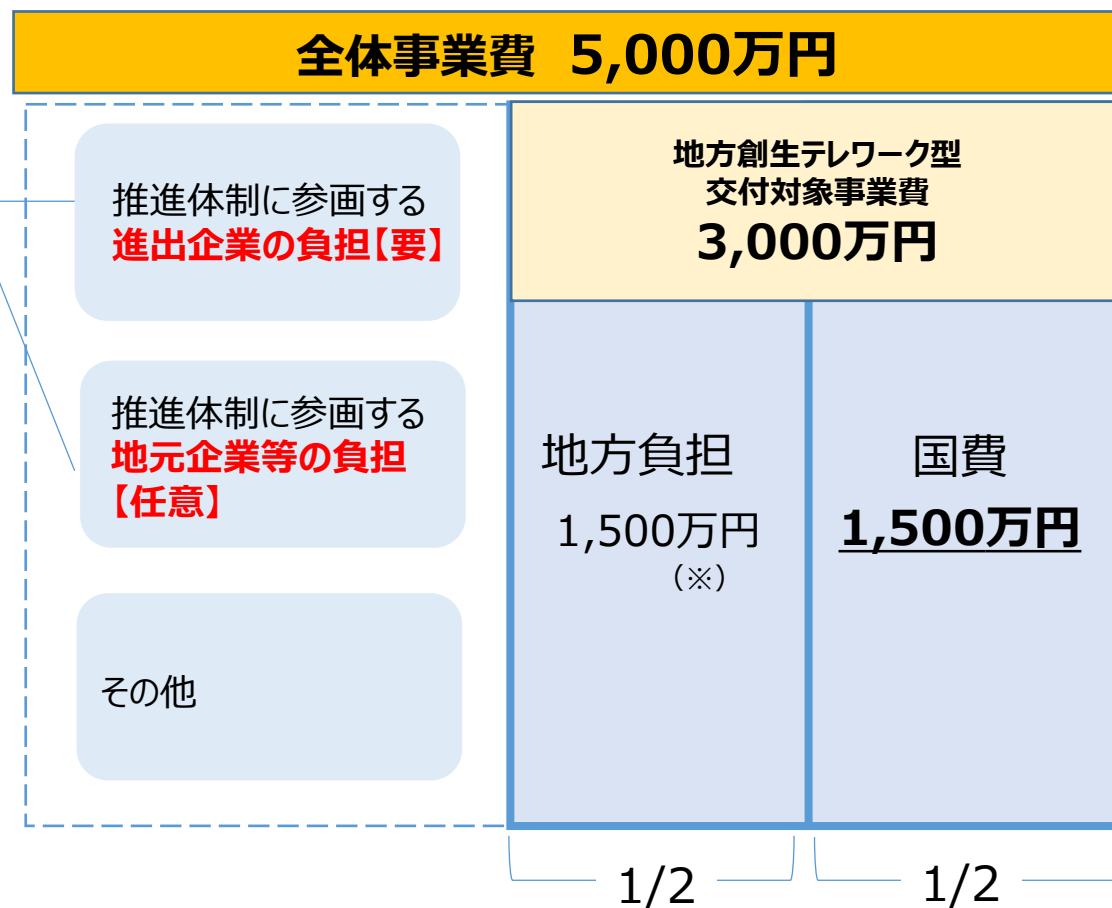
■ 対象外経費（以下の経費については、原則として支援の対象外とする）

- 地方公共団体の職員の人件費
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等（ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。）
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 特定の個人に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設整備・利用促進事業におけるソフト経費（①・②事業の施設整備・運営以外のソフト経費及び③事業の経費）に該当する経費（サテライトオフィス等のプロモーション経費、ビジネスマッチング・セミナー経費、企業の採用活動経費（インターン、説明会）、事業主体組成経費（協議会の設立等に必要経費）など）

- 進出企業定着・地域活性化支援事業において、総事業費5,000万円の特産品開発の事業を地方公共団体が支援する場合

持続性の観点から、推進体制に参画する企業等には応分の負担を求めること

- そのうち、**進出企業の負担は「要」**（負担割合は裁量で設定可能）
- 地元企業等の負担は任意



(※) 地方負担分については、財源として、民間企業から地方公共団体に対する寄付金や負担金等を充当することも可。

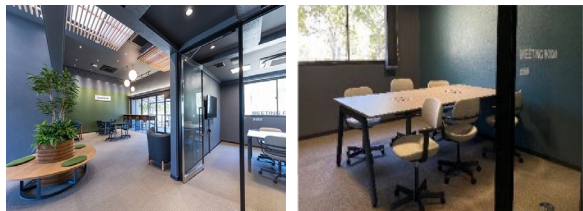
【参考】過年度採択団体の 取組事例（施設整備・利用促進事業）



R 2 補正採択事業

兵庫県 南あわじ市

地域産業との連携による
課題解決型企業誘致



<環境整備・推進にあたるポイント>

- 市営総合公園内の管理棟を改装したコワーキングスペースや廃校跡を活用したテレワーク施設など、市内3拠点にサテライトオフィスを整備。
- 各種産業の地域課題を解決できる企業を誘致するため、農協や漁協等の地域団体を巻き込み協力体制を構築。
- 進出企業と地元企業との連携による新ビジネス創出とそれによる地域課題解決を目指す。

R 2 補正採択事業

新潟県 佐渡市

“起業成功率No.1の島”を
目指したベンチャー企業誘致



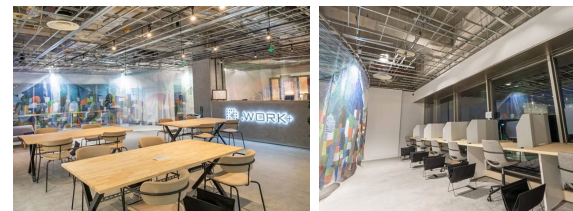
<環境整備・推進にあたるポイント>

- 湖畔のトレーラーオフィスや港のターミナルビルの空きスペースを活用したシェアオフィス等、市内3拠点にサテライトオフィスを整備。
- ベンチャー企業を中心とした企業誘致を推進し、多様な人材が活躍できる仕組みを構築。
- ベンチャー企業を誘致するための「佐渡ビジネスコンテスト」を開催し、入賞者特典として施設への優先入居権を授与する等、企業の進出を後押し。

R 3 補正採択事業

山梨県 富士吉田市


コミュニティマネージャーを中心
としたビジネスマッチング支援



<環境整備・推進にあたるポイント>

- 市内の公共交通機関のハブとなっている富士山駅直結の商業施設内にサテライトオフィスを整備。
- 同市が取り組む“富士吉田まるごとサテライトオフィス”事業の中心施設として、都市部のIT事業者等を中心に誘致を展開。
- 施設にコミュニティマネージャーが常駐し、利用者のサポートや地域外企業と地元企業とのビジネスマッチングなど、交流の促進や新ビジネスの創出を目指す。

【参考】過年度採択団体の 取組事例（進出企業定着・地域活性化支援事業）



R 3 補正採択事業

埼玉県 皆野町

ロスを出さない特産品開発



桑の葉



導入した真空乾燥機



開発した製品(桑茶)

- 東京から進出した塗装業の企業と地元の農業法人が連携。
- 進出企業が持つロスを出さない真空乾燥技術を活用し、地元企業である農園が桑の実や葉から抽出される成分からお茶や化粧水などを生成する商品開発を行う。
- 開発した製品を取り扱う店舗の拡大を図り、地域の特産品としていくとともに、地域の知名度や農産物の付加価値向上を目指す。

R 4 補正採択事業

北海道 北見市

地場産ワインの生産性向上とブランディング



内圧測定装置

- 東京から進出したソフトウェアの開発やデジタルマーケティングを行うIT企業と地元ワイナリー等が連携。
- 進出企業が瓶内圧測定システムを構築し、地元企業の発泡性ワインの生産に係る作業の省力化及び製品ロスの減少による生産性の向上を図る。
- 北見ワインのウェブサイトの構築や試飲会等のイベントを開催などによるブランディングを図り、販路の拡大や、知名度向上によるふるさと納税の返礼品としての取扱本数増加など、北見ワインの魅力向上を目指す。

地方創生テレワーク型のスケジュール



地方創生テレワーク型 スケジュール

内容	施設整備・利用促進事業 (高水準タイプ)	施設整備・利用促進事業 (標準タイプ) 進出企業定着・地域活性化支援事業 進出支援事業 (単独申請)
事前相談受付開始	12月13日 (水)	
事前相談提出締め切り	1月12日 (金) 10時	1月19日 (金) 10時
実施計画提出受付開始	1月22日 (月)	1月29日 (月)
実施計画提出締め切り	1月24日 (水) 10時	1月31日 (水) 10時
審査	実施計画提出締め切り～2月下旬	
都道府県内示・公表	3月中旬	
交付決定	4月1日 (月)	

問い合わせ先



<デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）についての問合せ>

内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

担当：菅野、伊藤（担当参事官：景山 忠史）

電話：03-6257-3889 Eメール：chihou-telework.k2k@cao.go.jp

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN